

監 第 9 1 号  
令和 2 年 1 2 月 2 8 日

藤井寺市長 様  
藤井寺市議会議員 様

藤井寺市監査委員  
藤井寺市監査委員

### 監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定による定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告を提出する。

### 令和2年度 定期監査報告書

#### 1. 監査対象機関

- 【こども未来部】 子育て支援課、こども施設課、保育幼稚園課
- 【財政的援助等】 上記所管の財政的援助に係るもの

#### 2. 監査対象事務

令和2年度における財務に関する事務及び行政事務の執行  
(財政的援助等に係るものについては令和元年度及び令和2年度に関する事務)

#### 3. 監 査 期 間

令和2年10月～令和2年12月25日

#### 4. 監査の着眼点及び実施内容

藤井寺市監査基準に基づき、こども未来部所管の財務事務等の執行が、法令等に従い行われているかどうかの確認を主眼として、あらかじめ事務概要書と関係資料の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類を抽出して調査するとともに、関係職員から説明を聴取して監査を実施した。

#### 5. 監査の結果

こども未来部の財務事務等の執行は、関係法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められたが、一部次のように改善を要する事項が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講ずるとともに、適正な事務の執行に努められたい。

また、改善措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を別紙様式（改善を要する事項に係る調書）により通知されたい。

## 改善を要する事項

### <子育て支援課>

- ① 補助金交付起案において補助金交付申請書の受付年月日や、積算誤りではないが補助金額等の誤記載が見られた。

起案文書等において、支払方法の記載漏れ、誤記載、訂正印漏れ、所属名誤り、保存年限及び決裁日漏れ、一部鉛筆書きや修正テープ使用のものが見られた。鉛筆や修正テープ等の使用は、文書改ざんの疑念を生じさせることとなり、必ずボールペンを使用し、訂正箇所については、二重線で訂正のうえ訂正印を押印するなど、藤井寺市文書取扱規程に基づいた事務処理を行われたい。

また、起案文書は事務執行にあたり、目的・内容の確認や予算執行方法等についての内部の意思決定となるものであるため、起票者のみならず決裁者においても十分に確認し、適正な事務処理を行うよう課内で周知徹底されたい。

- ② 藤井寺市障害児相談支援事業業務委託仕様書に規定する書類、藤井寺市ひとり親世帯臨時特別給付金事業業務委託契約書及び個人情報取扱特記仕様書等に規定する業務責任者届や作業責任者届等が提出されていない。契約書及び仕様書等を十分に確認し、契約相手方の管理指導を徹底するとともに適正な事務処理に努められたい。

- ③ 藤井寺市地域子育て支援拠点事業（一般型）の一部着手届において、業務担当課名が旧名称であり、鉛筆書きで訂正されたものが見られた。十分に確認し、適正な事務処理に努められたい。

## ＜こども施設課＞

- ① 市立各保育所ゴキブリ防除処理業務等の起案文書において支払方法の記載漏れが見られた。起案文書は事務執行にあたり、目的・内容の確認や予算執行方法等についての内部の意思決定となるものであるため、起票者のみならず決裁者においても十分に確認し、適正な事務処理を行うよう課内で周知徹底されたい。
  
- ② スポットクーラー借上げ等の見積書において、相手方業者印の漏れ及び誤りや訂正印漏れ、日付の鉛筆書きや記載漏れの事例が散見された。十分に確認し、適正な事務処理に努められたい。

## ＜保育幼稚園課＞

- ① 起案文書において、支払方法や旅費の記載漏れ、一部鉛筆書きのものが見られた。鉛筆や修正テープ等の使用は、文書改ざんの疑念を生じさせることとなり、必ずボールペンを使用し、訂正箇所については、二重線で訂正のうえ訂正印を押印するなど、藤井寺市文書取扱規程に基づいた事務処理を行われたい。  
  
また、起案文書は事務執行にあたり、目的・内容の確認や予算執行方法等についての内部の意思決定となるものであるため、起票者のみならず決裁者においても十分に確認し、適正な事務処理を行うよう課内で周知徹底されたい。
  
- ② 病後児保育事業の起案文書において、100万円を超える委託料の執行起案であるが行財政管理課長の合議決裁を受けていないので、藤井寺市事務処理規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。
  
- ③ 小規模保育事業所等運営費補助金交付の起案において、5月に交付しているが同補助

金交付要綱で定める交付時期と異なる。例外的な取り扱いをする場合は特別な事情を明記するよう、適正な事務処理を行われたい。

④ 簡易保育施設あっせん入所事業において、月別事業報告書は様式第7号（第13条関係）となっているが、同実施要綱第13条では様式第9号（第13条関係）である。十分に確認し、適正な事務処理に努められたい。

⑤ 民間保育所等運営費補助金において、同補助金変更交付決定通知書は様式第4号（第7条関係）となっているが、同補助金交付要綱では様式第4号（第9条関係）である。一方、同補助金変更交付申請書本文中、同補助金交付要綱第9条の規定と記載があるが、交付決定については同補助金交付要綱第7条に規定されている。要綱の様式に誤りがあるので、改められたい。

また、同補助金交付申請書に添付する相手方法人の歳入歳出予算書について、原本証明の有り無しが混在している。提出書類を統一し、適正な事務処理を行われたい。

⑥ 保育所利用者負担額等の収入未済額について、督促状や催告状の発布、コールセンターによる電話催告、納付相談などの収納対策が続けられているが、依然多額の収入未済が残っている。

幼児教育無償化となったが、今後も財源の確保と負担の公平を期するため、収入未済の早期解消に向けて取組を強化し、適切な債権管理を図り、より一層の収入確保に努められたい。

なお、この件については、前回の定期監査でも指摘した事項であり遺漏がないよう適正な事務執行に努められたい。